

蓮根小学校いじめ防止基本方針 ーいじめ根絶に向けてー

1 いじめの未然防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめ未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決(以下「いじめの未然防止等」という。)のため、板橋区立蓮根小学校におけるいじめ根絶に向けた基本方針を策定し、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定める。

* 基本方針…いじめの未然防止等のため、板橋区、保護者、区民及び関係機関等と連携、協力及び協同し、児童が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに取り組む。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。本方針は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、いじめがなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、本方針は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、本方針は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服することを目指す。

4 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢 ～本校からいじめの一扫を目指す～

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応(学校一丸となって取り組む)

- ◎教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力の向上を図る。
- ◎学校全体による組織的な対応を行う。
- ◎いじめ防止委員会を核とし、各々の教職員の役割を明確化する。

(2) 児童からの声を確実に受け止め、児童を守り通す

- ◎学級担任として、児童への積極的な働きかけをする。
- ◎学級での「学校生活についてのアンケート」を活用する。
- ◎スクールカウンセラーによる面接をする。特に5年生は全員面接を行う。
- ◎被害の児童の状況をきめ細かく把握する。

(3) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

- ◎子どもを守り通すことを宣言する。
- ◎守るための取組を、保護者や地域と連携して行う。
- ◎守るための取組を、継続的かつ徹底して行う。
- ◎「いじめを見て見ぬふりしない」よう、道徳や特別活動等での指導、児童会による主体的な取組を行う。

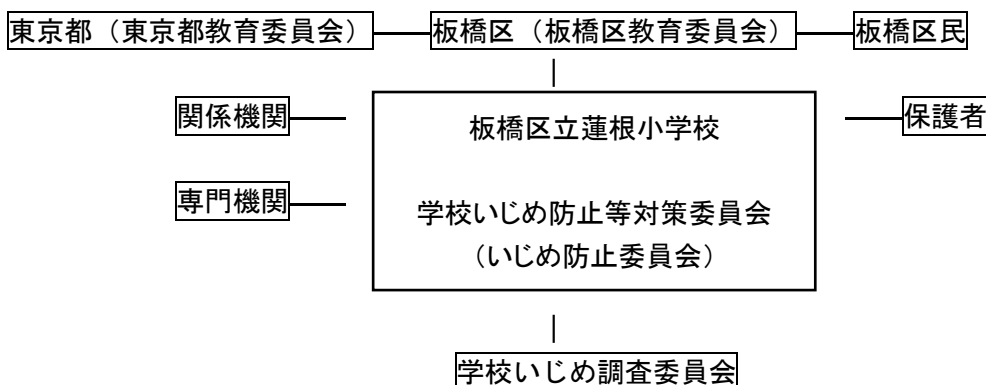
(4) 保護者・地域・関係機関との連携

- ◎保護者会等を活用した情報の共有をする。
- ◎地域人材との連携による児童の見守りをする。
- ◎いじめの対応状況に応じて、区教育委員会、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応をする。

2 組織(校内、校外)

いじめの未然防止等のため、校内にいじめ防止等対策委員会(以下、いじめ防止委員会)を設置する。いじめ防止委員会の構成員は以下のとおりとする。また、いじめ防止委員会は関係機関等と連携していじめの未然防止、早期発見等に取り組む。

- * 校内いじめ防止委員会……校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任及び該当する担任
- * 関係機関等……板橋区教育委員会、板橋区子ども家庭総合支援センター、志村警察署主任児童委員等
- * 専門機関……心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等



3 いじめ防止のための取組

(1)未然防止に向けての取組

- ・ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

そのために、週案等に他の児童との関わり方に関する指導内容や指導上の留意点を記入し、集団の一員としての自覚や自信を育むようにする。

また、「板橋区授業スタンダード」を基に各学年で身に付けさせたい学習習慣を設定し、全ての児童が望ましい学習習慣に即して学習に取り組むことができるようにする。

- ・ 児童に「いじめは全ての児童に起こりうる」という認識をもたせるとともに、全教育活動を通して、いじめは人権侵害に当たること、いじめられた児童は心身に大きな苦痛を感じることを理解させる。

【具体的な未然防止策】

- ◎いじめはどこでも、誰にでも起こりうる可能性があること、教室内だけではなく、教師の目の届かない場所や学校外でも起こりうることを全教職員が確実に理解し、常に児童の様子の変化を把握するようにする。
- ◎「いじめは絶対にいけない」ことを指導するに留まらず、自身の言動がいじめにつながる可能性があることを児童に理解させる。
- ◎からかい、悪ふざけは、相手の受け取り方や最中の心の高揚とともにエスカレートしてしまう可能性があり、それが相手にとって不快感やいじめとして受け止められることがあることを理解させる。
- ◎学習や遊び、グループ活動における「楽しさ」とは、自身だけではなく参加するすべての児童が「楽しい」と感じられることであり、他者を傷つけたり悲しい思いをさせたりすることによる「楽しさ」は断固として認めないことを児童に徹底する。
- ◎上に示した「楽しさ」を味わうことにより、より充実した学校生活を送ることができることを経験させる。
- ◎たとえふざけ合いや遊びの中であつたとしても、安全な場所かどうかを考えずに押し合うなどの行為がケガにつながることも予見できるようにする。
- ◎児童がいつでも友人関係等について相談できる窓口を校内に設定する。年度当初、スクールカウンセラー等が全学級を訪問するなどして児童との関係づくりに努め、児童が悩み等を相談しやすい環境づくりを構築する。

◎教師からの指導だけではなく、児童からいじめをなくす・防ぐ意識をもつために、以下の取組を行う。

- ・ 道徳または学級活動の時間に年3回以上いじめに関する内容(中・高学年はインターネットを通じて行われるいじめの内容を含める)を取り上げ、いじめ 根絶という意識を高める(東京都教育委員会(2017)、「いじめ総合対策【第2次】上巻 p.23.」)。
- ・ 児童会活動において、標語づくりや呼びかけなどのいじめ防止を含む取組を実施し、全校児童がいじめをなくす・防ぐ意識を高める(東京都教育委員会(2017)、「いじめ総合対策【第2次】上巻 p.27.」)。
- ・ 第5学年国語科「問題を解決するために話し合おう」において、いじめ防止を含む、よりよい学校生活をめざした取り組みやはたらきかけについて考え、まとめる学習を展開し、児童朝会などで5年生児童が全校児童に提案する機会を設ける。

(2) 早期発見に向けての取組

- ・ 担任を中心としながら全教職員が常に児童の様子を観察し、気になる児童がいれば、いじめ防止委員会の委員へ報告する。委員はすぐに管理職等に報告し、管理職は当日または翌日にいじめ防止委員会を開催し、情報を共有するとともに、今後の対応について協議する。
- ・ 年3回、全校児童を対象としたいじめに関するアンケートを実施するとともに、第5・6学年においては hyper-QU を活用し、教職員が見逃している可能性のあるいじめを把握し、気になるケースについては、いじめ対策委員会で取り上げ、対応について協議する。また、必要な児童については個人面接(年1回以上)を行う。第5学年は、1学期にスクールカウンセラーと一人ずつ面談し、気になる児童は、個別に対応し、児童がいつでも相談できる窓口があることを知らせ、早期発見に努める。
- ・ 全職員による校内巡回等を通じた児童の観察【日常(授業中・休み時間・放課後):全職員】
学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全職員が校内巡回等を行い、多くの目で児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で見守っているというメッセージを発する。
- ・ いじめに限らず児童に関して校内で共通理解を図った方がよいと考えられる情報は、毎週実施している夕会(生活指導情報交換会)で情報を共有する。
- ・ 保護者会や学校運営連絡協議会の場で、保護者及び地域の方々からの情報提供を呼びかける。

(3) 早期対応に向けての取組

- ・ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。そのために、家庭や教育委員会への連絡・相談を確実に実施し、事案に応じ、関係機関との連携によりいじめの解決を図る。
- ・ いじめ防止委員会で情報提供された内容や対応等は、速やかに全教職員へ伝え、学校が一丸となって事態の改善を図る。
- ・ いじめが認知された時は、いじめ防止委員会でいじめの状態が改善されているか、対応は効果が見られたか等について継続的に確認する。同時にその情報は、被害児童及び加害児童の保護者にも速やかに伝える。
- ・ いじめが認知されたりいじめが疑われたりした時は、周囲の児童から積極的にいじめに関する情報を収集する。
- ・ いじめの早急な解決につなげるため、加害児童・保護者が被害児童・保護者へ謝罪する場を早い時期に設定する。
- ・ 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組
 - ①被害の児童の安全の確保と、スクールカウンセラー等を活用したケア
 - ・ 被害の児童の安全確保のため、状況をきめ細かく把握する。
 - ・ 授業中や休み時間に複数の教員による声かけや、朝会等を利用した情報の共有、登下校の付き添い等を実施する。また、スクールカウンセラーを活用し、被害の児童や保護者をケアする。
 - ②加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等
 - ・ いじめをやめさせ、再発を防止するために、個々の教員による単発の指導に終わらせることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に加害の児童を観察し、指導を徹底する。また、保護者に事実を連絡することも指導の一環として、保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の心のケアを実施する。なお、加害の児童の保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の保護者をケアする。

③いじめを伝えた児童の安全確保

- ・ 勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけを通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密に連携する。

(4)教育相談体制

- ・ いじめに限らず児童に関して校内で共通理解を図った方がよいと考えられる情報は、毎週実施している夕会（生活指導情報交換会）で情報を共有する。（再掲）
- ・ スクールカウンセラー及び巡回指導講師が来校した際、教員及び保護者等が被害児童及び加害児童への対応の仕方について指導助言を受ける時間を設定する。
- ・ 児童がいつでも友人関係等について相談できる窓口を校内に設定する。年度当初、スクールカウンセラーが全学級を訪問するなどして児童との関係づくりに努め、児童が悩み等を相談しやすい環境づくりを構築する。（再掲）

(5)校内研修

- ・ 児童の少しの変化にも気付く力を育んだり高めたりするために、外部講師（指導主事等）またはスクールカウンセラー、巡回指導講師等を招聘する研修を年1回以上実施する。

4 重大事態への対処

(1)学校いじめ調査委員会の設置

- ・ 重大ないじめが発覚した時は、校長は学校いじめ調査委員会を設置する。学校いじめ調査委員会の構成員は、いじめ防止委員会の構成員に、PTA役員、関係機関、専門機関の中から校長が定めた者とする。

(2)重大事態への対処

- ・ 学校いじめ防止対策委員会は、いじめの実態を的確に把握するため、児童、教職員、保護者等に対して聞き取りまたは質問紙調査を行う。そして、調査結果から明らかにになったいじめの実態を関係児童及びその保護者等に報告するとともに、板橋区教育委員会等による指導助言を受けながら、解決策を検討し、実行していく。

(1)被害の児童の保護・ケア

- ・ 被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護。
- ・ スクールカウンセラーによるケア。
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア。
- ・ 適応指導教室への通級等の実施。

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童に対し、共感的に理解し、不安や心配を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢で継続的に支援する。

- 受容: つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心: 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信: よい点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復: 人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- 成長: 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。(スクールカウンセラーとの連携)

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力で対応にあたるという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情(怒り、不安)を理解する。
- 対応にあたる教職員の真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緻密な連絡体制を確立する。

(2)加害の児童への働きかけ

- ・ 別室での学習を実施する。
- ・ 懲戒や出席停止にする。
- ・ 加害の児童とその保護者に対するケアをする。

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導する。

- 確認:いじめの事実関係、背景、理由等を理解する。
- 傾聴:不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省:いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- 処遇:課題解決のための援助を行う。
- 心理的なケアを十分に行う。(スクールカウンセラーとの連携)

【いじめた児童の保護者への支援】

- いじめの事実を正確に伝え、納得できる説明を行う。
- 保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。
- 我が子の健全育成や被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言をする。

(3)周囲の児童への働きかけ

【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害児童だけでなく、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめ問題を解決する力を育成する。

- 学級全体への指導「いじめは絶対に許されない行為である」ことに気づかせる。
- 日頃から、年間指導計画に基づいた道徳教育や人権意識(感覚)を育む取組の充実を図る。

(4)教育委員会・関係機関との連携

- ・ 教育委員会への報告と連携を図る。
- ・ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を図る。

(5)保護者・地域との連携

- ・ PTAとの連携を図る。
- ・ 民生、児童委員等との連携を図る。

5 点検・改善の視点

(1) 学校による点検

- ・ 「学校生活についてのアンケート」を実施後に、いじめ防止委員会を開催する(4月・7月・12月・3月)。その際、本校のいじめ未然防止及びいじめ早期対応等の取組が適切に行われているかどうかを点検し、必要に応じて方法を改善したり、新たな取組を加えたりしながら、学校がいじめ防止基本方針の達成に努める。

(2) 保護者・地域による点検

- ・ 年3回の学校運営連絡協議会(6月・9月・12月)、道徳授業地区公開講座(10月)、個人面談(7月、12月予定)において、学校いじめ防止基本法に関わる取組が機能しているかどうかについて保護者及び地域の方々に点検をしていただき、必要に応じて方法を改善したり、新たな取組を加えたりしながら、学校いじめ防止基本方針の達成に努める。

6 年間計画

| | |
|-----|--|
| 4月 | いじめ防止委員会① |
| 5月 | スクールカウンセラー面接 |
| 6月 | 生活指導全体会① 特別支援全体会① いじめ防止授業① 学校生活についてのアンケート① |
| 7月 | いじめ防止委員会② 個人面談① |
| 9月 | いじめを防ぐ・なくすことを呼びかける児童の学習発表(第5学年) 道徳授業地区公開講座 いじめ防止授業② 板橋コミュニティスクール推進委員会 |
| 11月 | 特別支援全体会② 学校生活についてのアンケート② |
| 12月 | いじめ防止委員会③ 個人面談② |
| 1月 | 特別支援全体会③ 生活指導全体会② 学校生活についてのアンケート③ |
| 2月 | いじめ防止授業③ |
| 3月 | いじめ防止委員会④ |

※いじめに関して気になった情報が入ったら、随時、いじめ防止委員会を開催し、対応する。

人権尊重教育年間指導計画に基づいて人権尊重教育を実施し、いじめ防止に関する授業を年3回以上実施する。